

第1条（本会員規約について）

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、学校法人早稲田大学（以下「本学」といいます）が運営する WASEDA NEO 内に設置されたクラブラウンジおよびコワーキングスペース（以下「本ラウンジエリア」といいます）において、本学が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）の内容及びその利用条件等を規定するものです。

2. 本サービスを利用するためには、第2条に従って本ラウンジエリアの会員組織である「パイオニア・コミュニティ」（以下「本コミュニティ」といいます）に入会する必要があります。入会手続きが完了した法人を「法人会員」といいます。
3. 法人会員は、入会を申請した時点で、本規約を承諾したものとします。また、法人会員は所属する社員／職員に対し、本規約の記載内容を全て説明し同意させるものとします。
4. 本規約は、本学と法人会員の双方が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、本学および法人会員は、法令および信義に従って誠実にこれを解釈および履行するものとします。
5. 本学は、本ラウンジエリアの運営業務の一部を本学の関連会社等に委託することがあります。

第2条（会員資格）

本コミュニティへの入会を希望する法人の方は、本規約を承諾のうえ、本学所定の方法で入会申請を行ってください。本学は、申請内容を確認した上で、申請者が次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合に入会を承認いたします。

- 一 登録内容に虚偽記載があった場合、または記載事項に誤りもしくは記載もれがあり修正に応じない場合
 - 二 過去に契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申請者が本規約上の義務の履行を怠るおそれがあると本学が判断した場合
 - 三 本学または他の会員の名誉や信用等に悪影響を与える恐れがある場合
 - 四 申請者が暴力団関係者その他反社会的団体に関係する者と本学が判断した場合
 - 五 その他本学が会員として不適当と判断した場合
2. 本学のイノベーション拠点に入居する法人の内、期日までに規定に定められた拠点利用料満額を支払済の法人会員については、前項の手続によらず入居と同時に法人会員となります。以下、法人会員のうち、前項の手続に基づき入会した法人を「一般法人会員」、本項に基づき入会した法人を「拠点法人会員」といいます。
 3. 前2項に基づき法人会員となった後であっても、当該法人会員またはその構成員が本条1項各号および次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の告知なく入会承認または法人会員資格の取消しを行う場合があります。
 - 一 本学からの連絡が相当期間取れない場合、早稲田大学等から電子メール等の情報送付ができない場合、または本学所定の方法で年1度程度実施する登録情報の更新作業に協力して頂けなかった場合
 - 二 本サービス提供範囲において勧誘行為、販売行為、無断での非会員との打ち合わせや暴力的行為等を行う、または他人に影響を与えうる騒音振動臭気を発生させる等、本コミュニティおよび本ラウンジエリアの運営に支障が生じると本学が判断した場合
 - 三 本規約に定める事項を遵守しない場合
 - 四 その他本学が法人会員として不適当と判断した場合
 4. 本学が本条1項の規定に基づく入会可否の判断、または本条3項に基づく法人会員資格取り消しの判断を行った場合、本学はその結果を速やかに会員へ通知するものとします。なお、本学は、当該判断の詳細については開示いたしません。

5. 一般法人会員については、本学から入会を承認する旨の通知後、申請者が第3条に定める年会費を納入した時点で入会手続きが完了し、申請者は法人会員としての資格を得るものとします。
6. 法人会員は、登録した内容に変更が生じた場合、速やかに所定の方法にて本学に届け出るものとします。

第3条（会費）

一般法人会員については、入会金 金5,000円（税別）、基本年会費 金100,000円（税別）とします。

2. 一般法人会員に所属する社員／職員が本サービスを同時に利用出来る人数の上限（以下「サービス同時利用者数上限」といいます）は1名とします。一般法人会員が、サービス同時利用者数上限を2名以上に拡大したい場合は、追加人数1名につき、年会費 金100,000円（税別）を別途支払うことで上限を拡大することができるものとします。
3. 拠点法人会員の入会金及び基本年会費は無料とします。また、拠点法人会員のサービス同時利用者数は3名とします。拠点法人会員がサービス同時利用者数の上限を4名以上に拡大したい場合、追加人数1名につき年会費 金100,000円（税別）を別途支払うことで上限を拡大することができるものとします。
4. 一般法人会員の基本年会費に基づく本サービス利用期間は入会手続きが完了した日から起算して1年間とします。また、入会手続きが完了した日付を各月の開始日、期間終了日の日付を各月の終了日とし（例えば、10月5日に入会手続きが完了した場合、「5日」が各月の開始日となり、利用期間の終了日は翌年10月4日となるため「4日」が各月の終了日となります。）、年会費について月割での清算等を行う場合、暦月ではなく、各月の開始日から翌月の終了日までを一ヶ月として計算します。ただし、入会手続きが完了した日または利用期間の終了日と同じ日付が存在しない月については、その月内で最も近い日付を当該月の終了日とします（例えば1月31日が利用期間の終了日であれば各月の終了日は原則として31日ですが、2月については28日（閏年であれば29日）、4、6、9、11月については30日が終了日となります）。追加年会費に基づく本サービス利用期間は追加年会費の支払日から起算して1年間とし、追加年会費の支払った日付を各月の開始日として、清算等に関しては本項における基本年会費の定めに基づきます。なお、基本年会費および追加年会費のいずれについても、次年度の更新希望者については期間終了日の2か月前から期間終了日までそれぞれ所定の更新手続きをとる必要があります。
5. 一般法人会員は、前項に定める本サービス利用期間が終了し法人会員でなくなった後も、本条第1項に定める追加年会費を支払っていた場合は、当該追加年会費の支払いから1年間が経過するまでの間、追加年会費により拡大した人数分の本サービス利用権を有するものとします。また、当該追加年会費の支払いから1年間が経過した後も本サービスの利用継続を希望する場合は、1名につき金100,000円（税別）／年を支払うことで当該人数分の本サービス利用を1年間継続できるものとし、以降も同様とします。なお、法人会員でなくなった後も、本サービスを利用する限り本規約の定めが適用されるものとします。
6. 拠点法人会員のサービス利用期間はイノベーション拠点入居期間の開始日から終了日までとします。ただし、拠点入居期間が満了し拠点法人会員でなくなった後も、本条第1項に定める追加年会費を支払っていた場合は、当該追加年会費の支払いから1年間が経過するまでの間、追加年会費により拡大した人数分の本サービス利用権を有するものとし、法人会員でなくなった後も、本サービスを利用する限り本規約の定めが適用されるものとします。また、当該追加年会費の支払いから1年間が経過した後は新たに一般法人会員とならない限り、本サービスを利用することはできないものとします。
7. 前3項の定めに関わらず、第2条2項に基づく会員資格の取消または第8条に基づく途中退会が生じた場合には、法人会員は追加年会費により拡大した人数分も含め、その時点で全ての本サービス利用権を失うものとします。

8. 未登録のお客様を同伴する場合、1名あたり金1,000円（税別）のゲスト使用料で当日1回のみ本サービスの利用が可能となります（但し、5条1項の五から七に定めるものは除く）。なお、法人会員が同伴できる未登録のお客様の上限は1日あたり3名までとします。
9. 会員の同伴がない未登録のお客様は、金3,000円（税別）のゲスト使用料で当日1回のみ本サービスの利用が可能となります（但し、5条1項の五から七に定めるものは除く）。
10. 一般法人会員がイノベーション拠点に入居した場合、入居以降は拠点法人会員としての資格も有することとなり、入居前のサービス同時利用者数上限に3名分が加算されます。ただし、当該法人会員が希望する場合、一般法人会員としての資格を第8条に定める途中退会の手続きに従って解除し、拠点法人会員としての資格のみを有するよう変更することもできます。

第4条（会員証）

本学は、法人会員に対し、会員番号を記載した法人会員証（以下「会員証」といいます）を、当該会員のサービス同時利用者数上限と同数、発行します。本サービスご利用の際には、会員証を WASEDA NEO 事務局でご提示頂き、本ラウンジエリアに入館するためのパイオニア・コミュニティ会員カード（以下「入館証」といいます）をお貸出しします。

2. 会員証の所有権は早稲田大学に帰属し、入館証の所有権は本ラウンジエリアの所在する建物所有者に帰属します。
3. 法人会員は、会員証および入館証を第三者へ貸与する、その他の処分を行うことはできないものとし、また入館証を本ラウンジエリアの5階フロア外へ持ち出すことはできないものとします。
4. 会員証または入館証の毀損、紛失または盗難等が発生した場合、法人会員は本学に対し、その旨の届出を行うと同時に再発行の申請を行うものとします。
5. 会員証および入館証の再発行は、本学が適当と認めた場合に行うものとします。
6. 会員証について本条第4項の届出・申請がなされ、本学が再発行を認めなかった場合、当該会員は退会したものとします。
7. 会員証および入館証は、ご登録いただいた法人会員の責任において管理するものとし、その使用上の誤りや第三者による不正使用に伴う損害について、本学は一切の責任を負わず、法人会員が責任を負います。
8. 本ラウンジエリアにおいて法人会員の社員／職員が行った行為については、当該法人会員が責任を負うものとします。
9. 法人会員証は WASEDA NEO 事務局でお預かりする事ができます。その場合、入館証の貸出にあたっては、WASEDA NEO 事務局受付にて法人会員企業に所属している事が確認できる身分証明書（社員証等）をご提示頂きます。

第5条（本サービスの内容）

法人会員は、自らに所属する社員／職員について、本サービスとして以下の各号で規定するサービスを受けさせることができます。ただし、同時に本サービスを利用できる社員／職員数はサービス利用者数上限以下とします。

一 本ラウンジエリアの利用

別途定める営業日の平日午前9時から午後8時の間において、土曜日は午前9時から午後5時において本ラウンジエリアを利用することができます。クラブラウンジだけでなく、併設するロビー・廊下の範囲に置かれた机・椅子についても正常の範囲内において自由に利用することができます。ただし、教室（自身が WASEDA NEO プログラムを受講する場合は除く）または本学関係者のみ立入可能なエリアを利用することはできません。

二 ドリンクの利用

別途定める営業日の午前9時から午後8時の間において、ドリンク（コーヒー、紅茶、水）を無料で提供します。

三 ビジネスセンター備品の利用

別途定める営業日の午前9時から午後6時の間において、本ラウンジエリアに併設するビジネスセンター等において、コピー、スキャナー、プリンターを有償で使用することができます。使用料は別途本学が定め、周知するものとします。

四 ロッカーの貸出

法人会員企業に所属する社員／職員個人が別途使用料を支払うことでロッカーを利用することができます。ご利用規則の詳細については「WASEDA NEO パイオニア・コミュニティ・ラウンジ会員 ロッカー使用細則」をご確認ください。

五 本学が指定する会員向けセミナー・イベントへの招待

具体的な内容は別途ご案内いたします。申込者多数の場合は、ご参加をお断りする場合があります。また、一部のセミナー等については追加料金が必要となる場合があります。なお、会員以外の方が受講する場合があります。

六 日本橋ブレックファストセミナーに関するサービス

法人会員企業に所属する社員／職員個人がWASEDA NEO 設置講座である日本橋ブレックファストセミナーを受講する場合には、サービス同時利用者数上限分内で朝食をご提供します。

2. 法人会員は、前項に定める本サービス以外に、WASEDA NEO 設置講座の一部について、通常の受講料より一定額を割引いた会員価格で受講できることがあります。詳細は別途本学からご案内します。
3. 本学は、前項の規定外の時間における本ラウンジエリア利用についても、特別な事情があり本ラウンジエリアの運営上支障がないと判断した場合に限り、了承することがあります。
4. 本学は、法人会員に事前に連絡することなく本サービスの一部の変更、追加をすることがあります。その場合、変更、追加後の本サービス内容については速やかに法人会員に周知いたします。
5. 本サービスは、本規約及び「ラウンジご利用ガイド」に則り提供させていただきます。なお、本ラウンジエリアにてWASEDA NEO が実施するプログラムの参加者および運営スタッフが打ち合わせ等を行う場合がございます。

第6条（電子メールについて）

本学は、法人会員に本サービスに関わる内容（講座のお知らせ等）の電子メールを送付します。

2. 携帯電話等のメールアドレス及びそれらへ転送されるメールアドレス、検索エンジン等のフリーメールアドレスはご利用できない場合がありますので、避けてください。
3. 配信時期は不定期です。
4. 法人会員からのメール送付の停止を求める申し出があった場合、本学等は、本条に定めるメールの当該会員に対する配信を速やかに停止します。

第7条（サービスの中断・停止）

本学は以下の各号に該当する場合、本サービスの全部または一部を中断・停止することがあります。

- 一 本ラウンジエリア等の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - 二 地震等の天災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 三 インターネットを通じた不正なアクセス等の理由により本サービスの提供が困難な場合
 - 四 その他、本学が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
2. 本学が本サービスの全部または一部を停止し、長期に渡り本ラウンジエリアの円滑な運営に重大な支障をき

たとえ本学が判断した場合、サービスを停止した日から起算した法人会員個別の当月の開始日に遡り、既に支払った年会費を月割りで清算し、返金することがあります。

第8条（途中退会について）

法人会員は、本学に申し出を行い、途中退会することができます。法人会員から途中退会の申し出があった場合、本学は速やかに退会手続きを行い、法人会員は当該手続きの完了後、退会したものといたします。

2. 法人会員が第2条第1項および第2項の各号のいずれかに該当する場合、本学は事前に告知することなく当該会員を退会させることができますものとします。
3. 法人会員の途中退会の申し出があった場合、もしくは退会を決定した場合は、追加年会費を支払って拡大した人数分も含め、当月の終了日をもって本サービスの終了とし、利用契約は解約とします。
4. 法人会員が途中退会した場合、すでに支払った年会費は退会した翌月の開始日以降について月割りにて清算し、別途届出いただく銀行口座に振込にて返金します。ただし、キャンセル手数料 3000 円及び決済に関わる手数料は法人会員負担とさせていただきます。

拠点法人会員は、何らかの事情により入居期間終了前にイノベーション拠点を退出する事になった場合は法人会員資格を失い、追加年会費を支払って拡大した人数分も含め、退去と同時に本サービスの利用権を失うものとします。その場合は、全ての法人会員証を WASEDA NEO 事務局にご返却頂きます。

第9条（個人情報の管理・運営等）

本学は、本サービスの提供によって得られた個人情報（以下、「個人情報」という。）について、WASEDA NEO ウェブページ及び早稲田大学ウェブページに掲載される、「早稲田大学における個人情報の取り組みについて」「早稲田大学の情報セキュリティへの取り組み」「早稲田大学情報セキュリティポリシー」に従い、本サービスや講座の提供、本学が提供するサービスの改善、営業活動ならびにプログラム開発活動のために利用いたします。

2. 法人会員から本学に対して、本学が保有する当該会員に所属する社員／職員等の個人情報の開示、訂正、削除等の請求があった場合は、法令で定める方法により遅滞なく対応します。
3. 本学は、WASEDA NEO 施設内における犯罪及び設備等の汚損・毀損行為等の防止・抑止を図り、防犯性を確保すること、財産の維持保全に資すること及び犯罪等の解決に資することを目的として、当該施設内に防犯カメラを設置しています。防犯カメラによる記録は一定期間保存し、その後消去します。ただし、警察当局等から犯罪捜査のために記録映像を求められた場合は録画映像を提供する場合があります。

第10条（知的財産権）

本コミュニティの運営ならび本学からのダイレクトメール、電子メール等により提供されるテキスト（文章）・画像・動画・音声等の情報や本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、本学又は製作者に帰属、または管理しており、著作権法、商標法等により保護されています。

第11条（知的財産権の帰属）

法人会員が本サービスの利用中におこなった諸活動の結果により、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）、実用新案権、意匠権、特許権、ノウハウ等の知的財産権が発生した場合、当該知的財産権の帰属について当該会員に帰属するものとします。

第12条（免責および損害賠償）

本学および本学からの業務委託先は、本サービスの中断・停止によって生じた法人会員の損害及び本サービスの利用により生じた法人会員の損害（会員所有物の盗難・紛失を含む）について、一切の責任を負わないものとします。

2. 前項に関わらず、本学および本学からの業務委託先は、本契約の履行に際し自らの責に帰すべき事由によって法人会員に損失・損害を与えた場合、第4条に定める年会費の範囲内において個々の賠償の責を負うものとします。

第13条（本規約の変更）

本学は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の変更内容は、本ラウンジエリア及びウェブサイト (<http://wasedaneo.jp/>) に変更後の規約を掲示してお知らせし、規約の変更は掲示された時点から効力が生じるものとします。なお、本規約の変更から1か月以内に退会の申し出がない場合、法人会員は変更後の規約に同意したものとみなし、本サービスの提供を継続させていただきます。

第14条（協議事項）

本規約について疑義が生じた場合、もしくは本規約に定めのない事項については、甲および乙は、誠意をもって協議決定するものとします。

第15条（専属的合意管轄）

本規約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。